

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/3/4 号 (No. 565)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「最高人民法院、2023年の知的財産権法廷年度報告を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、2月23日に最高人民法院が発表した「最高人民法院知的財産権法廷年度報告（2023）」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】 最高人民法院、2023年の知的財産権法廷年度報告を公表
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240226.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 中央政府の動き

1. 特許の産業化推進、優れた事例の全国募集開始(中国知識産権资讯网 2024年2月29日)
2. 中国、特許の産業化で中小企業の成長促進へ＝近日中に実施方案公表(江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年2月28日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 江蘇省、専利転化運用特別行動の実施方案を発表(中国政府網 2024年2月27日)
2. 江蘇省政府、外資誘致のための投資環境最適化「若干措施」を発表(江蘇省人民政府公式サイト 2024年2月21日)

【華南地域】

3. 深セン、知的財産公共サービス包摂プロジェクト実施計画を發布(広東省人民政府公式サイト 2024年2月19日)

【その他地域】

4. 大連市、知的財産権の信用ランクで76社が降格(中国保護知識産権網 2024年2月27日)

○ 司法関連の動き

1. 中国、国際的な知的財産訴訟の優先選択地としての地位を確立＝外国関連案件が増加(中国法院網 2024年2月24日)

2. 最高人民法院、知的財産権の重要事例発表：6つの顕著な特徴(中国保護知識産権網 2024年2月23日)
3. 中国の知的財産権法廷、5年間の運用で裁判質の向上を実現(中国政府網 2024年2月23日)
4. 最高人民法院、「知的財産権法廷裁判要旨摘要 2023」を発表(最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)
5. 最高人民法院知的財産権法廷、2023年の年次報告書を公表(最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)
6. 最高人民法院、知的財産権法廷設立5周年の「100件の典型事例」を発表(最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)
7. 最高人民法院、知的財産権法廷設立5周年の「影響力のある10大案件」を選出(最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 最高検と国家版權局が昨年に150件の重大な著作権侵害事件を共同で監督処理(最高人民検察院公式サイト 2024年2月28日)
2. 最高検がネット犯罪取り締まりに関する記者会見を開催 模倣品犯罪起訴件数が85.7%増(最高人民検察院公式サイト 2024年2月23日)

【華東地域】

3. 揚州が2023年度の権利侵害模倣品摘発典型的事例を公表(中国保護知識産権網 2024年2月27日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 中東最大の知的財産権サービス機関、上海浦東に初の駐在員事務所を設立(上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年2月28日)
2. 上海、外資系研究開発センターの総数が563に到達(上海市政府公式サイト 2024年2月28日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. ストックオプション活用による融資拡大、中小企業のイノベーション支援に向けた進展(中国專利保護協會 Wechat 公式アカウント 2024年2月28日)

○ 統計関連

1. 国家知識産権局が1月の知的財産権統計データを発表 特許登録件数が7.3万件(福建省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年2月29日)

=====

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 特許の産業化推進、優れた事例の全国募集開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、特許の産業化における優れた事例の募集と選考を全国の各地域に向けて行うよう通知した。

この募集は、大学、科学研究機関、企業が特許の産業化を推進する過程で、新しい活動方法やアプローチの革新を図り、2023年以降に顕著な成果または大きな進展を達成した事例を対象としている。

応募される事例は、特許の産業化過程における革新的な作業方法、遭遇した問題点とその解決策、実際に得られた成果などについて、詳細に記述する必要がある。この取り組みにより、特許の実用化と産業化の推進に向けた新たなアイデアや解決策が共有されることが期待される。

通知では、各省レベルの知識産権局に対し、地域内で顕著な事例を統括し、選出する役割が与えられている。各省から提出される事例の数は、原則として10件を超えないように指示されている。選ばれた優れた事例は、国家知識産権局によって評価され、全国知的財産権啓発週間の活動期間中に公開され、広く普及される予定である。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年2月29日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139371

★★★2. 中国、特許の産業化で中小企業の成長促進へ＝近日中に実施方案公表★★★

中国国家知識産権局と工業・情報化部、中国人民銀行、金融監督管理総局、証券監督管理委員会が「専利の産業化で中小企業の成長を促進する計画の実施方案」を共同で策定した。近日中に発布し実施する予定。2月27日、国家知識産権局が開催した定例の記者発表会でわかった。

この実施方案によると、高い成長性を有する中小企業を選抜し、専利（特許、実用新案、意匠）産業化の模範企業育成バンクを構築することを目的としている。企業の需要に応じて知的財産権、産業、金融などに関する優遇策をマッチングし、専利産業化で中小企業の成長を促進する効果的な道筋を探求し、さらに科学技術型中小企業の専利産業化のレベルを全面的に高めることを目指している。

(出典：江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年2月28日)

https://mp.weixin.qq.com/s/nHhzuKpCxec4ycQXWD_fqQ

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 江蘇省、専利転化運用特別行動の実施方案を発表★★★

江蘇省は先日、「江蘇省専利転化運用特別行動実施方案」を発表した。専利（特許、実用新案、意匠）産業化を大いに推進し、イノベーション成果の現実的な生産力への転化を加速させることとしている。

この「実施方案」には、江蘇省はリソース配置の効率、生産要素市場の活力、支援サービスの供給、

利益共有メカニズムの整備などに関する目標が掲げられている。2025 年までに専利に関する技術取引の総額が 800 億元に、専利集約型産業の付加価値の対 GDP 比が 17%にそれぞれ達する見通しである。

また、「実施方案」は、大学や研究機関における専利管理の級別分類制度の導入を奨励することや、高価値専利の育成センターの整備、知的財産権証券化の推進などに関する具体的な措置を明確にしている。

(出典：中国政府網 2024 年 2 月 27 日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202402/content_6934175.htm

★★★2. 江蘇省政府、外資誘致のための投資環境最適化「若干措施」を発表★★★

江蘇省政府は最近、外国からの投資を促進し、投資環境をさらに最適化するための「若干措施」を発表した。この措置は、外資の利用品質向上、外商投資企業への国民待遇保証、外商投資保護の継続的な強化、投資および運営の便利化レベルの向上など、六つの側面から合計 28 の具体的な施策を細かく提示している。

特に知的財産権保護に関しては、江蘇省は知的財産権の行政保護を一層強化し、特許侵害紛争における行政裁決の審理に関する地方基準の推進を提案している。また、展示会での知的財産権保護の強化、薬品及び医療用消耗品の調達分野での知的財産権情報の通報協議メカニズムの確立、そしてそれに伴う特許侵害の行政裁決情報の関連部門との共有が推進される。

さらに、知的財産権の行政法執行を強化し、外商投資企業の知的財産権を侵害する行為に対しては断固とした対応を取る方針である。加えて、著作権侵害や海賊版に対する「劍網」特別行動を深化させ、外商投資企業の著作権を侵害する行為に対して法に基づき厳しく取り締まる予定だ。

この「若干措施」により、江蘇省は外資の導入と投資環境のさらなる最適化を図り、地域経済の発展と国際競争力の強化を目指している。

(出典：江蘇省人民政府公式サイト 2024 年 2 月 21 日)

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2024/2/21/art_46143_11155008.html

【華南地域】

★★★3. 深セン、知的財産公共サービス包摂プロジェクト実施計画を發布★★★

深セン市市場監督管理局は先日、「深セン市知的財産権公共サービス包摂プロジェクト実施計画」を発表した。この計画では、知的財産権公共サービスの充実を目指し、6つの主要分野にわたる 21 の具体的な施策が盛り込まれている。

特に注目されるのは、市・区・町の三つのレベルで、種類別に知的財産権公共サービス機構を全面的に設置することである。この取り組みにより、イノベーターたちに包括的な知的財産権サービスが提供されることになる。

さらに、サービス機構の総合的サービス能力の向上も図られ、今年末までに 3 万回以上のサービス提供を目指し、新たに 10 か所以上の知的財産権保護ステーションを設置する計画である。

公共サービスの基準化レベル強化に向けては、区レベルのサービス機構でサービス事項リストと業務ガイドブックの公表率を50%以上にすることを掲げられている。

このほか、この実施計画には、公共サービスによる高品質な発展支援、サービスのデジタル化、専門人材の育成など、多岐にわたる施策が含まれている。

(出典：広東省人民政府公式サイト 2024年2月19日)

http://www.gd.gov.cn/zwgk/zdlyxxgkzl/zscq/content/post_4364505.html

【その他地域】

★★★4. 大連市、知的財産権の信用ランクで76社が降格★★★

遼寧省大連市において、2023年度の知的財産権分野の信用ランク付け作業が完了した。この結果、76の経営主体が信用等級AランクからBランクへと降格されたことが明らかにされた。大連市の市場監督管理部門は、「大連市知的財産権分野の信用分類監督管理実施方案」に基づき、これらの経営主体に対して抽出検査の比率と頻度を引き上げる措置を取ると発表した。

大連市は近年、信用等級に基づく差異化された監督管理メカニズムの推進に力を入れている。この新しい監督管理メカニズムにより、法律を遵守し、信用が良好な経営主体には、よりゆとりのある生産経営環境を提供することが可能となっている。同時に、監督管理資源の合理的な配分と効率の向上にも寄与している。

また、知的財産権分野の違法行為を効果的に抑制するため、大連市市場監督局は市中級人民法院との密接な協力の下、故意に知的財産権を侵害する市場主体を「重大な違法・信用喪失リスト」に追加し、これを社会に公表する方針を取っている。これらの措置は、知的財産権の保護を強化し、健全な市場環境の維持に資するものと見られる。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月27日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ln/202402/1984271.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 中国、国際的な知的財産訴訟の優先選択地としての地位を確立＝外国関連案件が増加★★★

2023年末にかけて、最高人民法院の知的財産権法廷は、外国当事者が関与する涉外案件1678件を受理し、そのうち1198件について審理を完了したことが、2月22日の国務院新聞弁公室による記者会見で明らかにされた。最高人民法院の陶凱元副院長によると、これらの案件は、中国が国際知的財産権訴訟の優先選択地としての地位を築いていることを示している。

陶副院長によれば、これらの涉外案件は、中国の裁判所が直面する知的財産権訴訟の特徴を示している。涉外案件が全体の約10%を占めており、特に、特許の権利付与・確定に関する行政案件では、そのうちの1/3が外国関連である。これは、中国市場が世界中のイノベーターにとって非常に魅力的であることを示唆している。

さらに、外国企業が知的財産権紛争を解決するために中国の裁判所を優先的に選択している傾向

が強まっている。中国は、国際知的財産権訴訟の優先地点としての地位を確立しつつある。また、多くの渉外案件において、当事者が同一の事実に関して複数の国で同時に訴訟を起こす（いわゆる「平行訴訟」）現象が見られる。

陶副院長は、中国の裁判所が外国関連知的財産権の審理のさらなる強化に努めていくとも述べた。これは、各国企業が中国での投資をより安心して行えるようにするための取り組みの一環である。司法の透明性の向上や手続きの簡素化に重点を置き、訴訟の便利性を高めることで、国際知的財産権訴訟の優先選択地としての地位をさらに強化していく方針である。

(出典：中国法院網 2024年2月24日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/02/id/7814440.shtml>

★★★2. 最高人民法院、知的財産権の重要事例発表：6つの顕著な特徴★★★

最高人民法院の知的財産権法廷は、2月22日に國務院新聞弁公室で開催された記者会見にて、過去5年間に結審した、1万5710件の技術類知的財産権と独占禁止に関連する案件から選出した「影響力のある10大案件」と「100件の典型的な事例」を発表した。

発表された事例には、以下の特徴がある。

第一に、関連分野の幅広さである。情報通信、人工知能などの新興分野だけでなく、漢方薬、機械、材料などの伝統分野も含まれている。

第二に、案件に関わる利益の大きさである。多くの案件が国内外のリーディングカンパニーのコア技術に関連しており、高額な賠償命令が出されるケースが増加している。

第三に、国際性の強さが指摘される。審理された案件の5分の1以上が外国関連で、当事者は世界の主要経済体を含んでいる。

第四に、特許、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアなど、様々な知的財産権が含まれている。

第五に、案件の種類の多様性である。権利確認の行政紛争、権利帰属、権利侵害、契約の民事紛争、さらに、行政と民事、刑事と民事の両方に絡む案件も含まれている。

第六に、処理方法の多様性である。裁判だけでなく、調停、司法処罰、違法手がかりの移送なども行われている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月23日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202402/1984229.html>

★★★3. 中国の知的財産権法廷、5年間の運用で裁判質の向上を実現★★★

2月22日、國務院新聞弁公室が記者会見を開き、国家レベルでの知的財産権案件の上訴審理メカニズムの運用状況について紹介した。最高人民法院の副院長で二級大裁判官の陶凱元氏は、最高人民法院の知的財産権法廷が5年間の実践運用を通じ、改革前と比較して裁判の質と効果が明らかに向上しており、知的財産権案件の上訴審理メカニズムの確立による改革の効果が明確に表れていることを明らかにした。

2019年1月1日の設立以来、2023年12月31日までの期間に、最高人民法院の知的財産権法廷は合計1万8924件の案件を受理し、1万5710件を結審した。案件の地域分布には不均衡が見られ、受理された案件の7割以上が北京、広東、浙江、江蘇、山東、上海の6つの省から寄せられた。

また、5年間で法廷が受理した技術類の知的財産権および独占案件の年平均増加率は27%に達し、特に特許侵害関連の案件は年平均30.9%の増加率を記録した。さらに、戦略的新興産業に関連する案件の割合は、2021年の約1/4から2023年にはほぼ1/3に増加し、人工知能、ビッグデータ、遺伝子技術など新たな分野やビジネスモデルに関連する新型の紛争が増加していることが報告されている。(出典：中国政府網 2024年2月23日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202402/content_6933550.htm

★★★4. 最高人民法院、「知的財産権法廷裁判要旨摘要 2023」を発表★★★

最高人民法院（最高裁）の知的財産権法廷は2024年2月23日、「最高人民法院知的財産権法廷による裁判要旨摘要（2023）」を発表した。

最高裁知財法廷は、2023年に結審した4562件の案件の中から96件を選び出し、104の裁判要旨を抽出して「裁判要旨摘要 2023」を形成した。この文書は、知的財産権及び独占禁止分野における裁判官による法の適用、裁判方法、司法理念などを示している。

発表された104の裁判要旨には、専利権（特許・実用新案・意匠）付与・権利確定行政事件に関する29項目、権利帰属・民事事件に関する29項目、植物新品種事件に関する14項目、技術秘密事件に関する12項目、独占禁止事件に関する9項目、コンピュータソフトウェアに関する11項目が含まれている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/425892.html>

★★★5. 最高人民法院知的財産権法廷、2023年の年次報告書を公表★★★

最高人民法院は2月23日、2023年度の「知的財産権法廷年次報告書」を公表し、その年の活動詳細と成果について明らかにした。この報告書は、技術類知的財産権や独占案件を含む全体の受理および結審件数が前年に比べて大幅に増加したことを示している。具体的には、全体で7776件（新規5062件、既存2714件）が受理され、4562件が結審された。

2022年との比較では、受理件数は25.8%増加し、新規受理は14.9%増加し、結審件数は31.5%増加した。特に、民事の二審案件の受理件数は3222件に達し、前年比で9%の増加を見せた。5年間の平均増加率は35.3%に上り、権利別では、植物新品種権侵害案件の増加率が最も高い87.9%に達し、特許権侵害案件は30.9%だった。

また、次世代情報技術、バイオテクノロジー、新エネルギー車、省エネ技術など、戦略的新興産業に関連する案件も持続的に増加しており、昨年受理された案件は1582件で、全体の31.3%を占めた。

報告書ではさらに、知的財産権法廷が懲罰的損害賠償制度を厳格に実施し、悪質な侵害行為に対し、厳しい制裁を加えていることが明らかにされている。民事第二審実体案件の改判率は25.7%であり、

2021年から2023年の間に、民事第二審で改判された特許侵害案件の平均賠償額は272万7000元に達している。一方で、民事第二審実体案件の差し戻し率は2020年の3.4%から2023年には0.3%に低下している。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/425872.html>

★★★6. 最高人民法院、知的財産権法廷設立5周年の「100件の典型事例」を発表★★★

2月22日、國務院新聞弁公室は記者会見を開催し、国家レベルでの知的財産権案件の上訴審理メカニズムの運用に関する状況を紹介した。この記者会見で、最高人民法院知的財産権法廷は、設立5周年を記念して100件の典型的な事例を発表した。これらの事例は、典型的なケースとしての指導的な役割を果たし、科学技術のイノベーションをさらに促進し、知的財産権の保護を強化し、市場の公平な競争を維持することを目的としている。

発表された100件の典型的な事例には、情報通信、人工知能などの新興科学技術分野だけでなく、漢方薬、機械、材料などの伝統的技術分野も含まれ、また、国内ひいては世界市場におけるトップ企業のコア技術絡みの事案も少なからず含まれている。具体的には、科学技術イノベーションを保障する事例23件、保護の度合いを強化する事例22件、公平な競争を維持する事例24件、対外開放をサポートする事例18件、能動的な司法を实践する事例13件が含まれている。

これら100件の典型的な事例の中には、「OPPO vs シャープ」のSEP（標準必須特許）ライセンス紛争の管轄に関する事例など、日本企業に関連する事例が5件含まれている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/425832.html>

★★★7. 最高人民法院、知的財産権法廷設立5周年の「影響力のある10大案件」を選出★★★

2月22日、最高人民法院は、設立以来の5年間にわたって審理された技術類知的財産事件および独占禁止事件の中から、特に影響力のあった10大案件を選出し発表した。

選ばれた10大案件の内訳は、民事事件が9件、行政事件が1件となっており、権利別では、特許や技術秘密の侵害事件が主に取り上げられている。具体的には、特許及び技術秘密侵害事件が1件、植物新品種侵害事件が1件、特許無効関連の行政事件が1件、医薬品パテントリンケージ訴訟が1件、技術秘密侵害事件が3件、特許侵害事件が2件、独占禁止法関連が1件と多岐にわたる。

注目すべき点として、選定された10件のうち3件が外国当事者に関連する事件であり、日系企業関連では、中外製薬株式会社が原告となった医薬品パテントリンケージ訴訟が選ばれたことが挙げられる。この事件は、2021年6月1日より施行された第4次改正専利法に基づく医薬品パテントリンケージ制度を利用した最初の訴訟として、その後の法的対応に大きな影響を与えている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024年2月23日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/425842.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 最高検と国家版權局が昨年に 150 件の重大な著作権侵害事件を共同で監督処理★★★

2023 年 1 月～11 月、全国の検察機関は著作権侵害犯罪の容疑者 2500 人以上の起訴審査を受理し、前年同期に比べて 1.7 倍も増加した。種類別に見れば、映画、図書、音楽など伝統的分野の事件もあれば、コンピュータソフトウェア著作権、デジタル著作権、文化クリエイティブなどの新技術や新業態、新領域の事件もある。2 月 28 日、最高人民検察院知的財産権検察弁公室の劉太宗主任がインタビューに応じた際、明らかにした。

また、最高人民検察院と国家版權局などは昨年、3 回にわたって合わせて 150 件の重大な著作権侵害事件を共同で監督処理した。この中で、山西省の検察機関で取り扱われた全国初のマダーミステリゲームに関連する著作権侵害事件が含まれる。検察機関はこの事件の処理に当たって、新興分野の著作権侵害犯罪を法に基づいて摘発する同時に、検察建議を発行するなどして行政機関による監督管理業務の強化を促した。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024 年 2 月 28 日)

https://www.spp.gov.cn/zdgz/202402/t20240228_645139.shtml

★★★2. 最高検がネット犯罪取り締まりに関する記者会見を開催 模倣品犯罪起訴件数が 85.7%増★★★

2 月 23 日、最高人民検察院は記者会見を開催し、インターネット上の犯罪取り締まり活動について説明した。昨年 1～11 月、全国の検察機関が起訴したネット犯罪の容疑者は 28 万人に上り、前年同期比で 35.5%の増加を記録した。これらの犯罪は、刑事事件全体の 18.8%を占めると報告されている。

最高人民検察院の葛曉燕副検察長は、ネット犯罪が多発する中で、特に模倣品の製造販売がインターネット上に蔓延している傾向にあると指摘した。また、メタバースやブロックチェーン、バイナリーオプション取引プラットフォームを利用した新型のネット犯罪が相次いで出現しており、犯罪形態が日々複雑化していることが明らかにされた。

昨年 1 月から 11 月までの期間に、全国の検察機関が起訴したインターネット上の知的財産権侵害犯罪の容疑者は 1400 人を超え、ネット上の模倣品製造販売に関わった犯罪事件の起訴件数は前年同期比で 85.7%増加している。

このような状況を受け、最高人民検察院は、ネット犯罪に対する取り締まりをさらに強化する方針を示した。また、国民に対しては、インターネット利用時の警戒心を高め、不審な取引やメッセージには注意を払うよう呼びかけられている。最高人民検察院は、関連機関と協力し、ネット犯罪の根絶に向けた取り組みを加速させる計画である。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024 年 2 月 23 日)

https://www.spp.gov.cn/yfycwlfz/22xwfbh_sp.shtml

【華東地域】

★★★3. 揚州が 2023 年度の権利侵害模倣品摘発典型的事例を公表★★★

江蘇省揚州市は、昨年に摘発した知的財産権侵害・模倣品に関する 7 件の典型的事例を公表した。登録商標専用権の侵害、著作権侵害などの事件が含まれ、典型的事例の公表により、権利者と消費者の権益に対する確実な保護や、安心な消費環境と優良なビジネス環境の整備に寄与することが期待されている。

昨年、揚州市の市場监督管理局は知的財産権侵害、模倣品に関わった 2156 件の違法事件を摘発した。公安機関は 11 件の犯罪事件を摘発し、227 人の容疑者を検察側に移送し、83 の模倣品製造販売拠点を閉鎖させた。

また、揚州市の知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループの加盟機関は、酒、医薬品を含む 14 トンの消費財、2 万点以上の海賊版図書、光ディスクを廃棄処分したという。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 2 月 27 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202402/1984265.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中東最大の知的財産権サービス機関、上海浦東に初の駐在員事務所を設立★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、中東地域最大の知的財産権サービス機関であるアブ・ガザレー・インテレクチュアル・プロパティ（以下、「アジップ社」）が上海浦東に駐在員事務所を設立することを正式に承認した。これは、中東地域の特許代理機関が中国に駐在員事務所を設ける初のケースである。

アジップ社の親会社であるタラル・アブ・ガザレー・オーガニゼーション（TAG-Org）は、アラブ地域最大の専門サービス会社であり、会計、監査、税務、企業コンサルティング、知的財産権、技術移転など、幅広い分野にわたる事業を展開している。TAG-Org は、1500 名以上の複合型専門家を擁し、中東および北アフリカに 100 のオフィスを有し、ヨーロッパ、北米、南米、アジアにも数十の事務所を設置している。クライアントには、重要な国際機関、パンアラブの政府系ファンド組織、銀行、産業、保険、ビジネス分野のトップ企業などが含まれる。

アジップ社の上海進出は、中国企業にとって国際一流の専門知的財産権サービスを提供する機会をもたらし、中東市場への展開や参入を促進する上で大きな支援となることが期待される。

(出典：上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 28 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/uanUk3H1TTjNmBTjP_ArZA

★★★2. 上海、外資系研究開発センターの総数が 563 に到達★★★

上海市では 27 日、多国籍企業の地域本部と研究開発センター、海外投資促進のグローバルパートナーへの認定証明書の授与式および外資プロジェクトの集団契約式が行われた。上海市長の龔正氏は、多国籍企業地域本部 34 社、外資系研究開発センター 17 カ所、第 1 陣の海外投資促進グローバルパートナー 10 社に認定証明書を授与し、さらに外資プロジェクト 63 件の新設および投資追加契約の

締結に立ち会った。

新たに認定された多国籍企業地域本部と外資系研究開発センターは、上海が重点的に発展させているバイオ医薬、スマート製造などの産業でリーダーシップを発揮する企業を含んでいる。これには大中華圏を超える地域本部が 14 社、事業部門本部が 2 社、グローバル研究開発センターが 2 カ所が含まれる。

データによると、上海における 2023 年の外資導入額（実行ベース）は 240 億ドルに達し、過去最高を更新した。今年 1 月末時点で、上海に設置されている多国籍企業の地域本部は 962 社、外資系研究開発センターの数は 563 カ所に達しており、上海が国際ビジネスの重要拠点としての地位をさらに強化していることを示している。

(出典：上海市政府公式サイト 2024 年 2 月 28 日)

<https://www.shanghai.gov.cn/nw4411/20240228/7bd6519085844a83ac1876dde6c589de.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. ストックオプション活用による融資拡大、中小企業のイノベーション支援に向けた進展★★★

2 月 27 日、中国国家知的財産権局（CNIPA）は、2 月の定例記者会見を開催し、特許の実用化に向けた特別行動の最新進捗状況を発表した。中国証券監督管理委員会（証監会）の一級巡視員、竺煜氏によれば、2023 年末時点で、全国 35 の「地域性エクイティ市場」が合計 17 万社の企業にサービスを提供しており、その中には「小巨人」企業 1950 社、専門化・精密化・特徴化・新規性を兼ね備えた「専精特新」中小企業が 1 万 5000 社以上含まれている。また、上場企業は 128 社、新三板（全国中小企業株式譲渡システム）に登録されている企業は 950 社に上る。

科学技術・イノベーション型の中小零細企業の資金調達ルートを拡大するため、2022 年以降、証監会は北京、上海、重慶の 3 つの「地域性エクイティ市場」でストックオプションサービスの試験運用を開始している。2023 年末までに、これら 3 つの市場でストックオプションの登録が累計で約 100 件完了し、融資額は約 9 億元人民元に達した。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 28 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/TXAeG87TeRppHOSBs8lrNQ>

○ 統計関連

★★★1. 国家知識産権局が 1 月の知的財産権統計データを発表 特許登録件数が 7.3 万件★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が今年 1 月の知的財産権統計データの速報値を発表した。これによると、1 月の特許登録が 7.3 万件、実用新案登録が 14.8 万件、意匠登録が 4.5 万件となっている。特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願は 5100 件。1 月末時点の有効件数では特許が 504.3 万件、実用新案が 1213.3 万件、意匠が 324 万件であった。

1 月の商標出願件数は 58.7 万件、登録件数は 38 万件。1 月末時点の有効登録商標が 4643.9 万件に達している。1 月のマドリッド国際商標出願の受理件数は 588 件。1 月までに合計 2508 件の地理的表

示が承認され、地理的表示専用マークの使用を承認された経営主体は2万6663に達した。1月の集積回路配置図設計の登録出願は911件であり、証明書が902件発行された。

(出典：福建省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年2月29日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/fs8BRGqqIP8tVeVVks7QVA>

=====
【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====
【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます(※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved